

きとうクリニック 通所リハビリテーションセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人きとうクリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの運営の方針)

第3条 指定介護予防通所リハビリテーションの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 きとうクリニック 通所リハビリテーションセンター
- ② 所在地 名古屋市守山区廿軒家14番32号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医 師	1 名	(常 勤 兼 務 管理者と兼務)
理学療法士	5 名	(非常勤専従 4 名)
看護職員	4 名	(常 勤 専 従 2 名) (非常勤専従 2 名)
介護職員	1 4 名	(常 勤 専 従 2 名) (非常勤専従 12 名)
その他職員	1 名	
・マッサージ師	1 名	(非常勤専従)
・厨房担当	2 名	(非常勤専従)
・送迎担当	3 名	(常勤 2 名 非常勤専従 1 名)

従業者は、通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 1 単位目は月曜日から土曜日までとする。
2 単位目・3 単位目は、月曜日から金曜日までとする。
ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8 時から午後 5 時までとする。
- ③ サービス提供時間 1 単位目 8 時 3 0 分から 1 5 時 5 0 分までとする。
2 単位目 9 時 0 0 分から 1 2 時 1 0 分までとする。
3 単位目 1 3 時 2 0 分から 1 6 時 3 0 分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第 7 条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- 1 単位目 4 8 名
- 2 単位目 1 0 名
- 3 単位目 1 0 名

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第 8 条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載されたその負担割合の額とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 片道100円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 片道200円
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った通所リハビリテーションの費用は、30分あたり800円を徴収する。
- 4 食費は、一日当たり おやつ代を含み780円を徴収する。
- 5 紙おむつ・紙パンツ代は、一枚当たり150円を徴収する。
なお、パット代は一枚当たり50円を徴収する。
- 6 施設サービス費として一回あたり100円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市守山区、東区、千種区、北区、名東区の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（業務継続計画【BCP】）

第12条 業務継続計画を策定し感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
利用中に災害が発生した場合、緊急避難所は【甘軒家小学校】を指定するものとする。
通所型サービスの為、避難誘導後に事業所としてのサービス提供は終了するものとする。
避難先での身の回りの介助については出来かねますのでご容赦ください。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催しその結果について従業者に周知する。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年 1 回以上）
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他 運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人きとうクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

初版制定：平成 18 年 4 月 1 日
 2 版改定：平成 18 年 7 月 1 日
 3 版改定：平成 18 年 10 月 1 日
 4 版改定：平成 18 年 11 月 1 日
 5 版改定：平成 19 年 5 月 11 日
 6 版改定：平成 19 年 10 月 1 日
 7 版改定：平成 20 年 6 月 1 日
 8 版改定：平成 21 年 4 月 1 日
 9 版改定：平成 22 年 4 月 1 日
 10 版改定：平成 27 年 4 月 1 日
 11 版改定：平成 30 年 1 月 4 日
 12 版改定：令和 1 年 (2019 年) 10 月 1 日
 13 版改定：令和 5 (2023) 年 4 月 1 日
 14 版改定：令和 6 年 (2024) 3 月 5 日